市民活動支援センター事業展開ガイドライン

平成26年9月改訂

市民局市民活動支援課

協力:横浜市市民活動支援センター

目次

~	·はじめに~ ガイドライン改訂の背景				
1	平成 26 年度 ガイドライン改訂にあたって	•	•		1
2	用語の定義	•	•	•	1
3	ガイドラインの位置づけ	•	•	•	2
4	補足	•	•	•	2
第	51章 区版センターの果たす役割				
1	目指す姿				3
2	利用対象	•	•		5
3	実施する事業	•	•		6
4	地域との関わり	•	•	•	7
5	空間づくり	•	•	•	8
6		•	•	•	8
7	民間委託化				9
8					10
9					10
10					10
11					10
12	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -				10
13	ら その他	•	•	•	11
第	52章 市版センターの区版センターに対する支援				
1	市版センターの区版センターに対する支援	•	•	•	12
2	支援の方向性	•	•	•	12
参	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
1	支援センターのこれまでの流れ				13
2	生涯学習と市民公益活動の関連				15
3	横浜市市民活動推進委員会からの意見具申「新たな市民活動総合支援拠	点			
	について(平成20年9月)」における支援センターの位置づけ	•	•	•	16
4	「協働推進の基本指針(平成 24 年 10 月改訂)」における支援センターの				
	位置づけ	•	•	•	17
5	「横浜市市民協働条例(平成 25 年 4 月施行)」における支援センターの				
	位置づけ	•	•	•	19
6					
6	中間支援組織の定義				22
6	中間支援組織の定義 「横浜市市民協働条例(平成 25 年 4 月施行)」における市民公益活動の				
6 7	中間支援組織の定義		•		22

~はじめに~ ガイドライン改訂の背景

1 ガイドライン改訂にあたって

市民活動支援センターは、市民と行政の協働により市民公益活動が活発に行われる環境を整備し、市民の相互連携を促進するとともに、様々な主体が公共を担う社会の形成に寄与することを目的として事業を行っています。

区版市民活動支援センターについては、「横浜市中期政策プラン(平成 14 年度策定)」に基づき、「市民活動支援センター地域レベル展開ガイドライン(平成 15 年度策定)」に沿って、平成 16 年度から順次事業を開始し、平成 20 年度までに全 18 区での地域レベル展開が完了しています。

また、全 18 区展開が完了したことから、施設整備(ハード面)に主眼を置いてきた従来のガイドラインから、事業展開(ソフト面)の内容を具体的に示したガイドラインへと転換する必要も生じました。

そうした中、「横浜市中期4か年計画(2010~2013)」が策定され、区版市民活動 支援センターの位置づけが示されたことから、平成23年度に今後3か年(平成23年度~平成25年度)における、区版市民活動支援センターの事業展開の方向性を、 本ガイドラインにより示していました。

また、今回、本ガイドライン制定から約3年が経過し、横浜市市民協働条例の施行、保土ケ谷区・戸塚区に続いての南区・西区の民間委託化、港南区に続いての金沢区の方面別拠点の設置、施設間連携の実施区の増加など、区版センター関連の状況の変化が多数ありました。それにより、本ガイドラインの内容に修正等の必要が生じたため、全体的な見直しを行うこととしました。

本ガイドラインは、区版市民活動支援センターの運営を行う際の参考としてください。

2 用語の定義

本ガイドラインや市民局市民活動支援課実施事業における、用語の定義は次のとおりです。

◎区版市民活動支援センター

通常は、各区において設置されている「市民活動・生涯学習支援センター」を 指しますが、本ガイドラインでは「市民活動・生涯学習支援センター」の「市民 活動支援センター」の部分について指すものとします。本ガイドラインや市民局 市民活動支援課実施事業においては、「区版センター」と略すことがあります。

◎横浜市市民活動支援センター

桜木町に設置されている「横浜市市民活動支援センター」を指すものとします。 本ガイドラインや市民局市民活動支援課実施事業においては、「市版センター」 と略すことがあります。

◎市民活動支援センター

区版市民活動支援センター、横浜市市民活動支援センターをまとめて指すもの とします。本ガイドラインや市民局市民活動支援課実施事業においては、「支援 センター」と略すことがあります。

◎中間支援組織

「横浜市市民協働条例」において、「『中間支援組織』とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。」と定義されています。なお、「横浜市市民協働条例 解釈・運用の手引き」において、公的な中間支援組織の1つとして区版センターが挙げられています。

中間支援組織として、区版センターが今後重視される機能は、ネットワーク機能とコーディネート機能だと考えられます。

<u>3 ガイドラインの位置づけ</u>

本ガイドラインにて記載している、実施する事業や地域との関わり等については、 各区において、原則はガイドラインに沿うものとしますが、区の状況に応じて判断・ 実施するものとします。

4 補足

本ガイドラインは、今後、状況に応じて随時更新をするものとします。

本ガイドラインは、市民局市民活動支援課と横浜市市民活動支援センター(管理運営主体:認定 NPO 法人市民セクターよこはま)が協働で作成しました。

第1章 区版センターの果たす役割

1 目指す姿

(1) 基本理念

区版センターの基本理念は次のとおりです。

~基本理念~

区版センターは区域における中間支援組織として、地域課題の解決や 魅力ある地域づくりに向けた、市民公益活動と生涯学習活動を支援し ます。

(2) 視点

次の3点を基本理念実現のための重要な視点として考えます。

- ○地域の課題や魅力を知り、地域に密着した支援を行います。
- ○地域施設間(※)の情報共有の促進を図ります。
- ○区民(※)が参画する事業運営を目指します。

※対象となる施設・組織等

区版市民活動支援センター、区社協 (ボランティアセンター)、地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウス、子育て支援拠点、スポーツセンター、図書館等

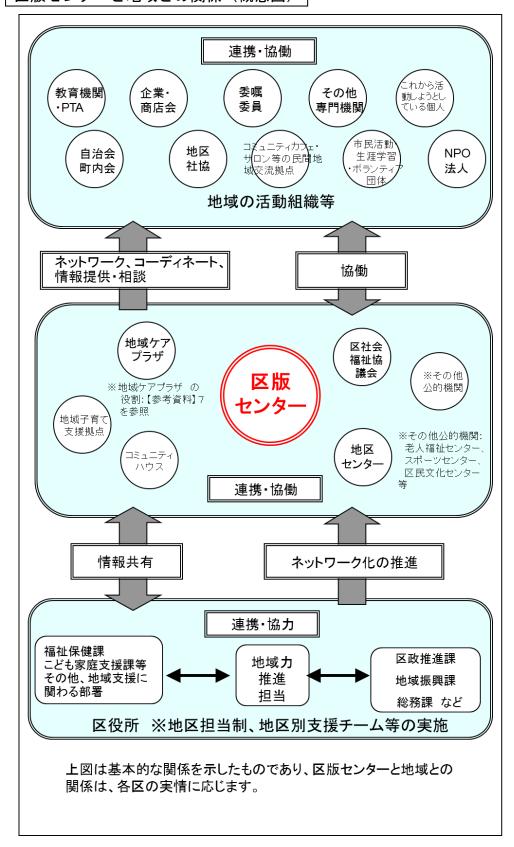
※区民

区版センター利用者、市民活動・生涯学習団体等

(3) 区版センターと地域との関係

上記の「基本理念」・「視点」を踏まえて、区版センターと地域との関係について、次ページのとおり概念図で表します。

区版センターと地域との関係(概念図)



※ 区役所内の連携・協力は地域力推進担当が中心となりますが、状況に応じて、区版センター が関連部署と直接やり取りを行います。

2 利用対象

「横浜市市民協働条例」で規定されている「市民公益活動」の定義のもとに、次の性格をすべて満たした団体・個人の活動を、利用の対象とします。

また、市民公益活動とは、幅広く多くの人々が幸せに平穏に生きていくために必要な、営利を主たる目的としない、市民が自主的に行う「公共的な活動」と、一定の自主性をもって不特定かつ多数のものの利益、ある程度幅広い多くの人の利益、社会全体の利益の増進(金銭的な「利益」ではない。)に寄与する「公益的な活動」を指します。

なお、横浜市市民協働条例第5条各号に掲げている活動(宗教活動、政治活動、選挙活動、営利を主たる目的とする活動)については除外とします。

(1) 非営利性

営利を主たる目的としていない活動であること。

(2) 自主性

自らの意思で主体的に行う活動であること。

(3) 公益性

不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動であること。

- * 趣味、娯楽、スポーツ、レクリエーションなどの活動の場合でも、対象を 広げ、不特定多数の人々の参加を受け入れる活動である場合は、公益性があ ると判断する。
- * 構成員の親睦や共益、互助のために行われる活動や個人の場合でも、会員 以外の不特定多数の人々に参加を呼びかけるような活動や、不特定多数の利 益につながることを目的とする場合は利用を可能とする。

(4) 属市域性

主に横浜の地域の活動であること。

- * 全国的な組織や市外に活動の拠点を設けているものでも、構成員の多数が 横浜市民または在勤者・在学者である場合は利用登録可能とする。
 - また、横浜市民・市内在勤者・在学者が少ない場合でも、今後横浜においても活動を展開しようとしている場合も利用登録可能とする。
- ※ 利用が認められた団体であっても、上記に合致しない活動を行う場合は利用できません。団体の活動の内容により判断を行います。
- ※ 通常は利用が認められない団体(営利組織等)であっても、上記に合致する活動を行う場合は、利用の可否について活動ごとに判断することが望ましいと考えます。

※ 支援センターは、個人・生涯学習団体・市民活動団体に対して、次の役割を担います。

◎個人

個人(市民)の活動への参加を促進・支援します。

◎生涯学習団体(区版センターのみ対象)

個人・団体の学びの成果を不特定多数の人に対し寄与する市民公益活動へと発展することを支援します。

◎市民活動団体

活動がより活性化するように支援します。

3 実施する事業

区版センターは、地域の他施設や、地域の活動団体等との連携、活動団体同士の連携促進等を通して、活動の支援、地域活動への参加のきっかけづくりや、新たな担い手の発掘・育成を実現し、地域の課題解決や魅力ある地域づくりへとつなげていきます。

上記を目的とし、区の実情やニーズに合わせて、次の(1)~(5)の事業を実施します。

(1) ネットワーク構築:地域施設間の情報共有会議等の実施、地域施設・機関への訪問等による情報の共有など

地域の課題や魅力・情報の共有化を促進するため、区版センターが主体となり、 地域ケアプラザ・地区センター、コミュニティハウス、区社協等、地域の施設・組 織等が参加する、情報共有会議等を実施し、ネットワークを構築します。

(2) 情報収集・登録:団体登録、人材バンク(まちの先生)登録、活動団体や現場訪問など

団体や人材バンクにおいては、活動の社会的ミッションの確認や、取り組んでいく上での課題を確認します。活動の内容を知るため、区版センター等で活動を披露する機会を設ける、活動の現場を訪問・体験するなどします。

また、他の地域施設・機関を訪問し、区版センターが持つ情報 (活動団体や人材 バンク、実施イベント等) を紹介し、訪問先の情報もヒアリングします。

上記のことを実施していくことにより、生きた情報の蓄積ができ、相談対応やコーディネートの力が高まると考えられます。

(3) 情報提供:ニュースレターや冊子の発行、ホームページの活用、メールマガジン の発行など

活動推進に有益となる講座・イベントや活動団体紹介、助成金等の情報を多様な 媒体を活用し、発信していく必要があります。

また、企画に応じて、利用者にニュースレター作成に参画してもらったり、読者からの意見をもらったりする機会をつくることが大切です。

(4) 相談・コーディネート:地域で活動をしている個人・団体等に対するコーディネート、活動等に関する相談対応など

人材バンク等のコーディネートにおいては、依頼に応えるだけでなく、より公益 的な成果が生まれるようなプログラムの提案をすることも考えられます。

(5) 講座・イベント:団体スキルアップ講座、体験講座、利用者懇談会・交流会、センター祭り、地域施設・団体との共催イベントなど

地域施設や団体と十分に情報やノウハウを共有し、さらには事業を協働実施する などして、広報やスキル、体制面など、それぞれの持っている強みを生かし合うこ とが大切です。

上記(1)~(5)の事業を進めるにあたっては、地域力推進担当や区役所内各部署と十分に情報共有しながら企画、実施します。

なお、利用者や区民等の視点に立った事業とするためには、ニーズを持つ当事者 や活動団体へのヒアリングや、アンケート調査などの手法があります。そして、事業 を実施する際には、区民が主体となる事業運営を目指し、区版センター職員のみが事 業の全てを担当するのではなく、利用者や区民等に事業の企画や運営に参画してもら ったり、利用者や区民等が行う事業を区版センター職員が側面的に支援したりします。

<u>4 地域との関わり</u>

地域の課題解決や魅力ある地域づくりを目指し、地域に密着した支援を行うためには、活動団体や当事者のいる現場、地域の施設等に積極的に出かけていくこと、また地域で活動する団体間が連携・協働しやすくなるように支援を行うことが求められます。そのためには次の取組が必要となります。

- (1) 知る・・・地域に関しての情報は、利用者から得られる情報に加え、地域の歴史や特性、活動団体やキーパーソン等について、所管課と協力し、 統計や調査、そして区役所内各部署などから把握します。
- (2) 考える・・・地域のニーズや課題、魅力を、区版センター職員や所管課、そして 必要に応じ、団体や施設等と共有し、今後取り組むことについて考 える機会を設けます。
- (3) つなげる・・活動団体同士、課題をもつ地域と活動団体等をつなげる役割を担います。
- (4) 広げる・・・(1)~(3)を通じて得た情報やノウハウを地域施設・団体、さらには 他区の区版センターにも共有することで、地域の課題解決や魅力あ る地域づくりの取組を広げます。

5 空間づくり

区版センターは、「3 実施する事業」に掲げた事業を実施するため、効果的な空間づくりを行う必要があります。その際には次の点を留意して行います。このことで、利用者の増加につながったり、利用者とのコミュニケーションが活性化したりすることが期待できます。

- (1) 入りやすく、居心地の良い雰囲気づくり
- (2) 相談しやすい環境づくり
- (3) ミーティングコーナー等ニーズに合わせた活用法の検討
- (4) 見やすい掲示と配架
- (5) 利用者と職員がコミュニケーションを取りやすい工夫
- (6) 事故の起こりにくいレイアウトと什器等の配置
- (7) 利用者の動線や特性に応じたサイン計画

なお、区版センターの設備は、情報コーナー及び相談・コーディネートコーナーを 必須とし、その他の設備は次の設備例を参考として、各区が地域ニーズ等を考慮して 判断します。会議室・研修室、コピー・印刷コーナーを設置しない場合は、近隣の他 施設を紹介できるようにします。

名称 (例)	説明
相談・コーディネート	活動を始める際の相談やPRについてなど、様々な相談を受け付け、
コーナー	活動を側面から支援する場所
情報コーナー	イベントや団体の活動情報を掲示できる場所
会議室・研修室	講演会・勉強会・交流会等に利用できる場所
云硪至『	協働の相談、コーディネート等を実施する場所
ミーティングコーナー	打ち合せや作業等に予約なしで利用できる場所
コピー・印刷コーナー	パンフレットやチラシを作る時に利用できる場所
貸ロッカー	登録団体が事務用品などを置いておける場所
メールボックス	登録団体が郵便物の届け先として指定出来る場所
プレイコーナー	利用者が子どもを遊ばせることができる場所
即 E	利用者が様々な分野の図書や記事、団体の発行する記事を閲覧できる
関覧コーナー	場所
パソコンコーナー	利用者が電子端末を使った情報検索や、出力をすることができる場所

6 職員

(1) 職員定数

直営の区版センターの場合、4名の職員配置を原則とします。

(2) 弾力的な運用

区版センター職員についての弾力的な運用(<u>※社会教育指導員としての役割</u>を踏まえながら、社会教育指導員を区版センターに配置する等)は、実情に応じて各区が判断するものとします。

※社会教育指導員

職務内容:市民の社会教育活動に対する指導及び助言を中心に、生涯学習の 支援に関する業務を行う。

「横浜市生涯学習支援 HANDBOOK 基礎編」より抜粋

(3) 求められる職員像、業務知識・実務能力

求められる職員像、業務知識・実務能力については、横浜市職員行動基準を踏まえた上で、生涯学習関係職員研修の基本方針(平成23年2月策定)に基づき、次のとおりとします。

【参考】「生涯学習関係職員研修の基本方針」(抜粋)

求められる職員像

市民に最も身近な存在として、学習や活動に関する相談者の気持ちを尊重し、様々な学びや活動に結びつけるとともに地域の特色を活かした事業を展開できる職員

求められる業務知識・実務能力

- 〇 支援センターの設置目的・経緯に対する知識
- コミュニケーションを図る上で必要な対人関係についての知識・能力
- 相談者の話を聴き、相談者自身の学びや活動につなげる助言やコーディネートをする 能力
- 社会情勢の変化や市民の学習と活動の情報やニーズを把握し、積極的に発信する能力
- 〇 地域状況や特色を活かした自主事業を、企画・実施する能力
- 地域課題解決に向けた取組を支援するために、職員や関係機関と連携・協力する能力

7 民間委託化

市民協働条例の趣旨及びこれまでの市民活動推進委員会(現 市民協働推進委員会)からの答申や意見具申を踏まえ、漸次、区での民間委託(公設民営)化を進めるものとしますが、当面の間は実情に応じて各区が判断するものとします。なお、民間委託化にあたっては、次の点などが求められます。

- ●利用者・利用団体(利用者懇談会、運営委員会)や自治会町内会等の理解や協力が得られること。
- ●事業受託者と区が協働契約を結び、協働で区版センターの運営を行うこと。

8 区民参画

区版センター利用者、市民活動・生涯学習団体等が事業の企画や運営に参画できる 仕組み作りや、直営の区版センターにおいては、センター事業の一部を活動団体と協 働で進めること等を実施することで、区民が参画する事業運営を目指します。

9 開館日・開館時間

夜間・土日祝日の開館等、開館日・開館時間については、各区の実情に応じて判断 するものとします。

10 事業実施場所

区版センターは、事業を実施する場所としての位置付けのため、所管課が場所を確保する場合は、財産上、「本市の執務室(事務スペース)」としての扱いとなります。

11 地域力推進担当等との連携

地域力推進担当は区役所内の各課や地域施設等の横つなぎの要として、地域からの相談に適切に対応し、地域で活動する様々な団体や人々の連携の推進や活動に対する支援、地域人材の育成などの役割を担っています。一方、区版センターは先述したとおり、区域における中間支援組織として、地域課題の解決や魅力ある地域づくりに向けた、市民公益活動を支援することを基本理念としています。

地域課題や社会的課題及び市民ニーズが多様化、複雑化してきている中で、地域の様々な団体が連携し、地域の課題解決や魅力ある地域づくりに取り組む場の充実に向け、地域力推進担当を始めとした区役所各部署と区版センターが、連携して取り組むことが求められるとともに、連携による相乗効果が期待できると考えられます。

12 方面別拠点(ブランチ)

区としての「活動支援の総合力アップ」「区民の方々の利便性」を考えたときに、 方面別に拠点があることは有効な手段の1つと考えられます。

区版センターが地域課題解決や魅力ある地域づくりにつながる活動の支援に力をいれていく際に、方面別拠点があることで、暮らしの中のニーズを知る、また地域の課題解決や魅力ある地域づくりの具体的な手法を聴くなど、生きた情報を得ることができます。

このような特性を踏まえ、方面別拠点の設置については、地理的条件や実情に応じて各区が判断していきます。

13 その他

(1) 要綱等について

要綱及び事務取扱要領を変更する場合は、市民局市民活動支援課と事前に調整の上、変更を行うものとします。

(2) 施設名称について

市民への周知が図られていることを鑑み、現行の名称を維持することを原則とします。

なお、やむを得ず名称を変更する場合は、この事業をイメージできる名称とすることが望ましいと考えます。

例) ○区市民活動支援センター、○区市民活動センター、○区区民活動支援センター 等

(3) 利用統計について

相談受付シート等を基に利用件数を集計し月報を作成し、翌月 15 日までに市民局市民活動支援課まで提出するものとします。

※ 月報作成等の詳細については、「横浜市生涯学習支援 HANDBOOK 市民活動・ 生涯学習支援センター編」を参照。

第2章 市版センターの区版センターに対する支援

1 市版センターの区版センターに対する支援

市版センターは市域の市民公益活動支援拠点として専門的・広域的視点からの支援を行います。

2 支援の方向性

市版センターによる区版センター支援の方向性は次のとおりです。

(1) 市版と区版を合わせた 19 センターで市内の市民公益活動を支える意識づくり

市版センターと区版センターが共に、市内の市民公益活動を支える意識づくりを 行います。そのために、センター間の情報共有・交流の促進や協働事業の実施を検 討します。

また、ネットワーク会議やメーリングリストなどを活用し、区版センターの運営や事業等に関する、先駆的な取組や課題解決の手法について区版センターが互いに学びあう環境を作ります。

(2) 各区の実情に合わせた伴走支援

各区のセンターには、それぞれ異なる状況や課題があることを把握した上で、年、 数区を対象に伴走支援を行います。また、伴走支援の事業内容や成果を全区に共有 するための報告会を実施します。

(3) 地域支援・中間支援機能の向上

区版センター職員には、地域支援・中間支援機能、その中でも特に、市民公益活動に関する専門的知識やコーディネート能力が求められています。前述の伴走支援や研修を通じて市版センターや区版センターが持っているそれらのノウハウを共有し、実践できる場を作ります。

(4) 区版センターの区民参画を進めるための支援

区版センターの「区民参画」について各区の所管課と共に意義を共有し、区民意 見を反映したセンター運営に向けた支援を行います。

(5) 情報提供

横浜市内外の市民公益活動の情報や地域課題の解決や魅力ある地域づくりに関する知識や学びを広げるために必要な情報等の提供を行います。

【参考資料】

1 支援センターのこれまでの流れ

平成 6 年度 生涯学習支援センター事業を全 18 区で開始 →各区に学習相談員 2 名を配置 で成 10 年度 横浜コード「横浜市における市民活動との恊働に関する基本方針」提言 →協働の原則や方法等を提言。 横浜市市民活動推進条例 施行 →横浜コードを基に条例化。市民活動の定義、市の責務、市民活動を行うものの責務、協力して事業を行なう場合の基本原則、市民活動推進委員会の設置などを定める。 で成 12 年度 横浜市市民活動推進委員会 設置 →市民活動への支援のあり方など市民活動の推進に関し必要な事項を調査・審議する機関として設置。 横浜市市民活動支援センター 開設 (※当初は桜木町及び市ケ尾・戸塚にブランチを設置) 横浜市市民活動推進委員会 答申
→各区に学習相談員 2名を配置 横浜コード「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」提言 →協働の原則や方法等を提言。 横浜市市民活動推進条例 施行 →横浜コードを基に条例化。市民活動の定義、市の責務、市民活動を行うも のの責務、協力して事業を行なう場合の基本原則、市民活動推進委員会の設置などを定める。 平成 12 年度 横浜市市民活動推進委員会 設置 →市民活動への支援のあり方など市民活動の推進に関し必要な事項を調査・ 審議する機関として設置。 横浜市市民活動支援センター 開設 (※当初は桜木町及び市ケ尾・戸塚にブランチを設置)
平成 10 年度
→協働の原則や方法等を提言。
→横浜コードを基に条例化。市民活動の定義、市の責務、市民活動を行うものの責務、協力して事業を行なう場合の基本原則、市民活動推進委員会の設置などを定める。 平成 12 年度 横浜市市民活動推進委員会 設置 →市民活動への支援のあり方など市民活動の推進に関し必要な事項を調査・審議する機関として設置。 横浜市市民活動支援センター 開設 (※当初は桜木町及び市ケ尾・戸塚にブランチを設置)
のの責務、協力して事業を行なう場合の基本原則、市民活動推進委員会の設置などを定める。 平成 12 年度 横浜市市民活動推進委員会 設置 →市民活動への支援のあり方など市民活動の推進に関し必要な事項を調査・審議する機関として設置。 横浜市市民活動支援センター 開設 (※当初は桜木町及び市ケ尾・戸塚にブランチを設置)
で成 12 年度 横浜市市民活動推進委員会 設置 →市民活動への支援のあり方など市民活動の推進に関し必要な事項を調査・ 審議する機関として設置。 横浜市市民活動支援センター 開設 (※当初は桜木町及び市ケ尾・戸塚にブランチを設置)
平成 12 年度 横浜市市民活動推進委員会 設置 →市民活動への支援のあり方など市民活動の推進に関し必要な事項を調査・ 審議する機関として設置。 横浜市市民活動支援センター 開設 (※当初は桜木町及び市ケ尾・戸塚にブランチを設置)
→市民活動への支援のあり方など市民活動の推進に関し必要な事項を調査・ 審議する機関として設置。 横浜市市民活動支援センター 開設 (※当初は桜木町及び市ケ尾・戸塚にブランチを設置)
審議する機関として設置。 横浜市市民活動支援センター 開設 (※当初は桜木町及び市ケ尾・戸塚にブランチを設置)
横浜市市民活動支援センター 開設 (※当初は桜木町及び市ケ尾・戸塚にブランチを設置)
(※当初は桜木町及び市ケ尾・戸塚にブランチを設置)
横浜市市民活動推進委員会 答申
「横浜市における市民活動に対する助成のありかたについて」
→市民活動支援施策の基本的な考え方、財政的支援、活動拠点、人材・連携、
平成 14 年度 市民活動支援センターの機能充実・拡充及び地域レベルの展開の必要性につい
て提言がなされる。
横浜市中期政策プラン (2002~2006) 策定
→市民活動支援センターの充実・地域展開などの方向性が示される。
市民活動支援センター地域レベル展開ガイドライン 策定
□ →市民活動支援センターを各区に展開するにあたり、本市として一体的な市
平成 15 年度 民活動支援センターの地域レベル展開を図るため、統一的なガイドラインを
策定。
協働推進の基本指針 策定
→これまでの協働の成果を活かして、様々な主体が行政と協働して地域課題
を解決していくにあたって、協働の考え方や進め方などへの理解を深め、共
平成 16 年度 通認識をもって協働を進めていくために策定。
生涯学習支援センターとの複合化により区版センター開設
→神奈川区、都筑区
生涯学習支援センターとの複合化により区版センター開設
平成 17 年度 →青葉区、瀬谷区、南区、緑区、保土ケ谷区
※保土ケ谷区は民間への運営委託により事業開始

平成 18 年度	生涯学習支援センターとの複合化により区版センター開設
	→栄区、鶴見区
平成 19 年度	生涯学習支援センターとの複合化により区版センター開設
	→中区、旭区、金沢区
	横浜市市民活動推進委員会 意見具申
	「新たな市民活動総合支援拠点について」
	→新たな市民活動総合支援拠点(市版センター・市民局市民活動支援課)と
	区版センターとの役割分担と連携、区版センターと各種施設(地区センター・
平成 20 年度	コミュニティハウス・地域ケアプラザ・民間の市民活動拠点等)との連携、
	地縁組織との関係づくりについて提言がなされる。
	生涯学習支援センターとの複合化により区版センター開設
	→港南区、泉区、港北区、西区、磯子区、戸塚区 <u>(全18区展開完了)</u>
	※戸塚区は民間への運営委託により事業開始
	市民と行政のための協働ハンドブック 作成
亚子 00 左左	→市民と行政が一緒に使える協働の入門書として作成される。協働に関する
平成 22 年度	アドバイスや事例が掲載される。
	南区 区版センターを多文化共生ラウンジと複合化
平成 23 年度	南区 民間への運営委託開始
	協働推進の基本指針 改訂
	→策定から8年間が経過し、この間、様々な社会的状況の変化が生じる中で、
	数多くの協働施策が実施され、関係条例や市民活動拠点の整備も進み、地域
	の絆を深め、協働をさらに進める必要が生じたことから、改訂が行われた。
	改訂により、中間支援組織として区版センター等が地域の多様な主体の相互
平成 24 年度	信頼の醸成に向けてコミュニケーションの促進を図ること、区版センターが
	幅広い世代からの参画を促す事業を推進し、地域人材を育成することなどが
	定められる。
	Let's<協働入門> 作成
	 →市職員の協働への理解をより深めるために、「市民と行政のための協働ハン
	ドブック」を改訂。具体的な協働の進め方や協働の事例が紹介されている。
	横浜市市民協働条例 施行
	 →市民活動推進条例を議員立法により、全部改正。市民協働に関する基本的
平成 25 年度	 事項を定める。新たに「市民協働事業の提案」、「自主事業」、「協働契約」、
	「中間支援組織」など、市民協働を行う際の仕組、責任や役割等を明確に
	するための規定が創設される。
平成 26 年度	
1 /93 = 1 /2	The state of the property of t

2 生涯学習と市民公益活動の関連

学びたいときに「あらゆる機会に、あらゆる場所で」学ぶことができる仕組みを整備し、生涯を通して学び続けることができる環境づくりを進めるために、市民への学習情報や学びの機会を提供することは、区版センターの役割のひとつです。そして、生涯学習で身につけた「ちから」を地域・社会のために生かしていくことが、地域活動・市民公益活動へとつながります。また、一つひとつの「ちから」をつなぐことで、より大きな「ちから」を生み出し、豊かな地域づくりにつながっていきます。このように、生涯学習と市民公益活動とは、活動が活発化するに従って、連動した動きを持っていきます。

横浜市では、18 区において、生涯学習支援センターと市民活動支援センターを複合化により設置し、生涯学習と市民公益活動に対する支援を連動させることで相乗効果を図っています。

【参考】第3次横浜市生涯学習基本構想 平成23年11月策定

「学びあう人生、ともに育つ地域へ―「ちから」を育む・生かす・つなぐ―」

●基本理念

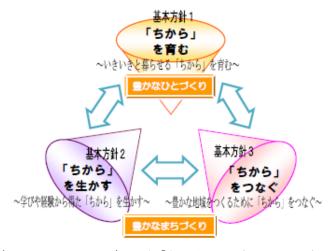
生涯学習を通じて、市民一人ひとりがいきいきと暮らせる「ちから」を育み、さまざまな人々がつながりながら、支えあい、豊かに共生するまち"横浜"を創造します。

■基本方針1 『「ちから」を育む』

生涯にわたって学び続けること(生涯学習)により、変化が激しく多様化する社会の中で、 いきいきと暮らせる「ちから」を、市民一人ひとりが育むことを目指します。

- ■基本方針2 『「ちから」を生かす』
 - 生涯学習で身につけた「ちから」を地域・社会のために生かしていくことを目指します。
- ■基本方針3 『「ちから」をつなぐ』

一つひとつの「ちから」をつなぐことで、より大きな「ちから」を生み出し、豊かな地域 づくりにつなげていくことを目指します。



市民一人ひとりが育んだ「ちから」を生かし、つなぐことで豊かな社会を実現し、また、その中で「ちから」を育み更なる豊かな社会を実現していくという「ちから」の循環による豊かなひとづくり・豊かなまちづくりを示したものです。

3 横浜市市民活動推進委員会からの意見具申「新たな市民活動総合支援拠点について (平成20年9月)」における支援センターの位置づけ

横浜市市民活動推進委員会からの意見具申、「新たな市民活動総合支援拠点について(平成20年9月)」の中で、市版センターと区版センターとの役割分担と連携強化について、次のとおり記載されています。

- 4 新たな市民活動総合支援拠点と区版市民活動支援センターとの役割分担と連携強化
 - (1) 市域の支援拠点として新たな市民活動総合支援拠点の担う役割
 - ア 広域・専門的視点からの支援と区版市民活動支援センターとの連携の強化 横浜市では、平成16年度から区版市民活動支援センター事業を各区に展開し、平 成20年度に全18区で事業が実施される運びとなっています。「新たな市民活動総合 支援拠点」は市域の支援拠点として、区域の支援拠点である区版市民活動支援センタ ーと役割分担のうえ連携し、様々なノウハウや情報を共有するネットワークの要とな り、区版市民活動支援センターが抱える課題の解決を支援したり、助成金情報などを 集約し市民活動とのマッチングを図ることで市民活動の資金的課題解決を支援するな

ど、広域・専門的な視点からの市民活動支援を行うことが求められます。

- (2) 区域の支援拠点として区版市民活動支援センターの担う役割
 - ア 地域に密着した支援

平成20年度中に、18区で区版市民活動支援センター事業が開始されますが、共通に持つべき機能など全市的に水準を合わせていくなかで、各区の個性を活かしていく必要があります。そうした中で、区版市民活動支援センターは、地域の市民や市民活動への支援など、地域に密着したきめ細かい支援を行っていくことが求められます。地域には、地区センター、コミュニティハウスや地域ケアプラザなど、行政が設置する多くの施設があり、活動の場の提供や市民活動支援事業を実施していることから、区版市民活動支援センターとこうした区内施設との連携強化を図るとともに、必要な機能を整理していく必要があります。

イ 地縁組織などとの関係づくり

自治会・町内会を中心とした地縁組織は、地域において様々な問題に対処するなど 大きな役割を果たしています。「新たな市民活動総合支援拠点」と区版市民活動支援セ ンターの連携のもと、こうした地縁組織と市民活動との情報交換や交流を促すととも に、協働して課題解決に取り組むことが求められます。

地域では、空き家や空き店舗などを活用し民間が設置する市民活動拠点も増えてきています。区版市民活動支援センターは、行政により設置された拠点だけではなく、民間の市民活動拠点との連携も進め、区域の市民活動拠点のネットワークの中心としての役割を果たしていくことが重要です。

4 「協働推進の基本指針(平成 24 年 10 月改訂)」(における支援センターの位置づけ

「協働推進の基本指針」の中で、支援センターの中間支援組織としての役割について、次のとおり記載されています。

2 協働の土壌を耕す

- 「参加と協働による地域自治」の基盤づくり -

市民のニーズや地域の抱える課題が多様化・複雑化する中で、個人としての市民、市民活動団体・NPO、自治会町内会、企業など、様々な主体と行政、また、主体同士が互いの知恵や工夫を出しあい、限られた資源を活用しながら、これまで以上に協働して地域課題・社会的課題の解決に取り組んでいくことが重要です。

そして、協働を進めるためには、その基盤となる市民・行政双方の意識改革、相互信頼の 醸成、地域課題の共有及びこれらを進めるための環境整備を一層推進していくことが必要です。

~~~~略~~~

(2) 相互信頼の醸成 ~ 情報共有のための場の形成 ~

様々な主体が協働を進めるには、設立目的も行動様式も異なる各々の主体の間で、相互信頼 が成り立っていなければ円滑な関係づくりができません。そのために大切なのは、情報の共有 とコミュニケーションの促進です。

~~~~略~~~

ウ コミュニケーションの触媒となる中間組織とコーディネーター

市民活動を市民自身が支える存在として、中間組織があります。中間組織は、市民活動団体と行政や他の主体との間にあって、市民活動団体に対しては、市民活動相互の連携や情報交換、情報や技術・技能、ノウハウの提供、ネットワーク、コーディネートなどの機能を持ち、他方で行政に対しては、市民活動全体の立場を踏まえて政策提言を行うものと考えられます。

市民、NPO、自治会町内会等を媒介・ネットワーク化しつつ情報交流のための場を創るには、中間組織がコミュニケーションの触媒の役割を果たすことが期待されます。

公設民営の中間組織としてNPO法人が運営する横浜市市民活動支援センターや、各区に整備された市民活動支援センター、市・区社会福祉協議会、地域ケアプラザも地域の多様な主体の相互信頼の醸成に向けてコミュニケーションの促進を図ります。

また、専門性を持った個人が双方向型のコミュニケーションの促進を担うケースも考えられます。具体的には「コーディネーター」と呼ばれる人たちがそれにあたります。コーディネーターは、まちづくりなどの専門家の他、区役所や地域施設の職員、地域の中で横断的に活動する市民が担う場合があります。

多様な主体間のコミュニケーションを促進するためには、第三者として双方をつなぐコーディネーターとそれぞれの組織内のコーディネーターと、両方必要であると言われます。また、コーディネーター同士が課題について相談し合い、支援し合うようなネットワークが求められています。

(3) 身近な地域での合意形成 ~ 地域課題の共有とコーディネート ~

~~~~略~~~

エ コーディネート機能の強化

実際に地域では、これまでにも様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組んでいますが、 地域によって団体間の連携には差があります。そこで今後、課題解決の取組をさらに広げ、活動の担い手を増やしていくためにも、連携する団体を増やすとともに、地域間のネットワーク を広げることが重要になってきます。

そのため、中間組織など様々な形でのコーディネート機能の強化が必要です。特に、協働を 進めるにあたって、様々な主体間の関係づくりがうまくいくように、中間組織等では市民の立 場に立って相談に応じる役割や両者の間に立って調整をする役割も重要です。

このような取組は、市民に身近な地域社会において、重点的に展開する必要があります。そのうえで、市民の問題への関心と参画意識の広がりや課題の性格に合わせて、区域、市域などに取組を広めていくことが重要です。

(4) 実施のための環境整備

地域の課題解決に向け、自治会町内会や市民活動団体などの公益的活動を推進し、また協働 して取り組んでいくためには、より一層の環境整備が必要です。市民の主体的な地域まちづく りやコミュニティ形成の促進、自立的活動の推進、それらを行政として支援するための制度の 体系的な把握と効果的な活用を行うとともに、必要に応じて新たな制度を検討します。

ア 地域に密着した活動拠点の確保

地域課題に取り組む自主的な活動や協働を推進していくためには、市民活動団体などが、会議や打合せ、事務作業などを行ったり、相互に交流・ネットワークするための活動拠点になる場所を確保することが必要です。そのため、行政は、各区に整備されている市民活動支援センターや福祉保健活動拠点が有効活用されるよう、情報発信、スタッフの研修やネットワークづくりを進めます。

また、より身近な地域施設である地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザなどを活動の拠点として利用するとともに、自治会町内会館や団地の集会所、空き家・空き店舗などについても活用していく必要があります。

イ 地域活動の人材育成と派遣

地域課題に取り組む活動を推進していくためには、そのための専門知識や経験、ノウハウを持った人材に力を発揮してもらうことが必要です。そのため、市民活動を支援する専門家を登録し、アドバイザーとして派遣する制度が有効です。また、各区の市民活動支援センターなどが中心となって、幅広い世代からの参画を促す事業を推進し、活動の経験を重ねてもらう中で担い手として育成をしていくことが必要です。

5 「横浜市市民協働条例(平成25年4月施行)」における支援センターの位置づけ

「横浜市市民協働条例」の中で、支援センターの中間支援組織としての役割について、第2条第5項、第16条において、次のとおり記載されています。

第2条第5項

(定義)

第2条

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立 と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談と コンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織 をいう。

第2条第5項 (解釈・運用の手引き)

【中間支援組織】

本市の「協働推進の基本指針」の、「コミュニケーションの触媒となる中間組織とコーディネーター」の中で、中間支援組織を、次のように記述しています。

~~~略~~~~

P.17「ウ コミュニケーションの触媒となる中間組織とコーディネーター」を参照

また、内閣府の「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」の中では、 中間支援組織を、次のように定義しています。

中間支援組織とは、市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を 支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO 等へのコンサルテー ションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。 中間支援組織自らが NPO 等である場合もある

第16条

(中間支援組織)

第 16 条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

市民協働事業を、円滑に推進していくためには、市民協働事業を行う市民等に情報提供や各種相談、コーディネート等を行う中間支援組織の力が必要で、そのような組織が充実していくことが求められています。中間支援組織自体の活動の質を高めていくことは勿論のことですが、市民協働事業を行う市民等と行政も、ともに中間支援組織を支援していくことも求められています。

中間支援組織は、既存のものもありますが、様々な分野で生まれるものですので、支援という考え方が必要になります。そして、市民協働事業を、より実りあるものにするため、市民協働事業を行う市民等と行政は、中間支援組織の調整や助言等に対し、真摯に対応することが大切になります。

【1 中間支援組織の役割について】

公共的・公益的サービスの担い手となる市民等の市民公益活動などが、活発化するには、市民等が相互に媒介し連携を促したり、自立や課題解決を支援するための情報や技能・技術・ノウハウなどの提供、さらには市民公益活動や市民協働全体の立場を踏まえて政策提言を行う機能が存在することが必要です。このような機能を担う主体を、中間支援組織と呼びます。中間支援組織は、その活動を通じて社会からの信任を得ることが大切です。その活動の実効性を高めていくためには、市民等や大学、行政など、様々な主体による支援も必要です。

中間支援組織を社会全体で認知し、支援していくことが、市民公益活動や市民協働が活発化していくことの環境整備にもつながります。

【2 中間支援組織の機能と類型について】

(1) 中間支援組織の機能

ネットワー 中間支援組織の基本的な役割として、特定テーマや関連する情報の共有 化や情報交換、課題解決のための相互支援などがあり、個別市民等のネットワーク化を図る役割があります。 コーディネ ネットワーク機能を活かして、市民等と行政とのつなぎ役、地域のまち づくりの多様な主体間のつなぎ役などを実践しつつ、合意形成やマネジメントなどの協働の技能・技術を発揮します。市民等や行政と連携して、コーディネート機能が社会的に認知される環境整備が必要です。 政策提案機 コーディネート機能をいかんなく発揮する市民協働事業などに取り組み つつ、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業や業務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組み づくりなどの提案機能を持ちます。		
ットワーク化を図る役割があります。 コーディネ ネットワーク機能を活かして、市民等と行政とのつなぎ役、地域のまち づくりの多様な主体間のつなぎ役などを実践しつつ、合意形成やマネジ メントなどの協働の技能・技術を発揮します。市民等や行政と連携して、コーディネート機能が社会的に認知される環境整備が必要です。 政策提案機 コーディネート機能をいかんなく発揮する市民協働事業などに取り組み つつ、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業や業 務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組み	ネットワー	中間支援組織の基本的な役割として、特定テーマや関連する情報の共有
コーディネ ネットワーク機能を活かして、市民等と行政とのつなぎ役、地域のまち 一ト機能 づくりの多様な主体間のつなぎ役などを実践しつつ、合意形成やマネジ メントなどの協働の技能・技術を発揮します。市民等や行政と連携して、 コーディネート機能が社会的に認知される環境整備が必要です。 政策提案機 コーディネート機能をいかんなく発揮する市民協働事業などに取り組み で つ、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業や業 務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組み	ク機能	化や情報交換、課題解決のための相互支援などがあり、個別市民等のネ
一ト機能 づくりの多様な主体間のつなぎ役などを実践しつつ、合意形成やマネジメントなどの協働の技能・技術を発揮します。市民等や行政と連携して、コーディネート機能が社会的に認知される環境整備が必要です。 政策提案機 コーディネート機能をいかんなく発揮する市民協働事業などに取り組みつい、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業や業務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組み		ットワーク化を図る役割があります。
メントなどの協働の技能・技術を発揮します。市民等や行政と連携して、コーディネート機能が社会的に認知される環境整備が必要です。 政策提案機 コーディネート機能をいかんなく発揮する市民協働事業などに取り組み でつ、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業や業 務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組み	コーディネ	ネットワーク機能を活かして、市民等と行政とのつなぎ役、地域のまち
コーディネート機能が社会的に認知される環境整備が必要です。 政策提案機 コーディネート機能をいかんなく発揮する市民協働事業などに取り組み 能 つつ、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業や業 務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組み	ート機能	づくりの多様な主体間のつなぎ役などを実践しつつ、合意形成やマネジ
政策提案機 コーディネート機能をいかんなく発揮する市民協働事業などに取り組み 能 つつ、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業や業 務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組み		メントなどの協働の技能・技術を発揮します。市民等や行政と連携して、
能 つつ、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業や業務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組み		コーディネート機能が社会的に認知される環境整備が必要です。
務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組み	政策提案機	コーディネート機能をいかんなく発揮する市民協働事業などに取り組み
	能	つつ、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業や業
づくりなどの提案機能を持ちます。		務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組み
		づくりなどの提案機能を持ちます。
情報提供・ NPOを支援するために、資金、人材、会計、会議運営、組織運営など	情報提供·	NPOを支援するために、資金、人材、会計、会議運営、組織運営など
相談機能のマネジメント情報を提供するとともに、市民協働の実施等に関して、	相談機能	のマネジメント情報を提供するとともに、市民協働の実施等に関して、
これらの事業を促進する立場で相談を受付け、実現に至る方向を共に検		これらの事業を促進する立場で相談を受付け、実現に至る方向を共に検
討していくなど、中立な立場での役割を持ちます。		討していくなど、中立な立場での役割を持ちます。

(2) 中間支援	(2) 中間支援組織の諸類型		
総合型	NPO、まちづくり、環境などの多様なテーマで、比較的総合的な取組を		
	実践している中間支援組織であり、多分野の専門家との連携が特徴です。		
	市民等と行政の間にあって、ネットワーク力、コーディネート力を活かし		
	た政策提言力の強さが持ち味です。		
テーマ型	水と緑、福祉、子育て、諸施設の運営などの特定のテーマで活動する市民		
	等を支援する中間支援組織で、機動力と専門性の高さが特徴です。市民等		
	と行政の間にあって、ネットワーク力と政策提言力の強さが持ち味です。		
地域型	特定地域をフィールドに活動する市民等を支援する中間支援組織で、都心		
	部、郊外部、河川流域などをフィールドとして、多彩な形態があります。		
	市民等と行政の間にあって、地域でのネットワーク力とコーディネート力		
	の強さが持ち味です。		

公的な中間支援組織としては、公設民営の中間支援組織として、NPO法人が運営する横 浜市市民活動支援センターや、各区に整備された市民活動支援センター、市・区社会福祉協 議会、地域ケアプラザ等があります。これらの組織も地域の多様な主体の相互信頼の醸成に 向けてコミュニケーションの促進を図ります。

また、民設民営で、様々な分野で自主的・自立的にネットワークを構築して、活動している中間支援組織も多く存在しています。そして、それらの組織が連携して、協議体等を設置し、より幅広い支援や政策提言を行っている場合もあります。さらに、専門性を持った個人が双方向型のコミュニケーションの促進を担うケースも考えられます。具体的には「コーディネーター」と呼ばれる人たちがそれに当たります。コーディネーターは、まちづくりなどの専門家のほか、区役所や地域施設の職員、地域の中で横断的に活動する市民等が担う場合があります。

6 「横浜市市民協働条例事務取扱要綱(平成25年4月施行)」における中間支援組 織の定義

「横浜市市民協働条例事務取扱要綱」の中で、中間支援組織について、次のとおり定義されています。

第9条

(中間支援組織の定義)

第9条

条例第 16 条に規定する中間支援組織とは、次の号のいずれかの市民協働に係る機能を有するものとする。

(1) ネットワーク機能

特定のテーマや関連する情報の共有や交換を行い、課題解決のための相互支援や連携を促 し、個別市民等のネットワーク化を図っていること。

(2) コーディネート機能

市民等と行政や、地域のまちづくりの多様な主体間のつなぎ役を担い、また、合意形成やマネジメントなど実践していること。

(3) 政策提案

市民協働事業などに取り組み、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業、業務委託方式のあり方や市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組みづくりなどの提案を行っていること。

(4) 資金面の支援

市民公益活動や市民協働に係る資金面の支援を行っていること。

(5) 情報提供・相談機能

市民協働を行う市民等を支援するために、資金、人材、会計、会議運営、組織運営などのマネジメント情報を提供するとともに、市民協働の実施等に関して、これらの事業を促進する立場で相談を受け、実現に至る方向を共に検討し、中立な立場での役割を担っていること。

7 「横浜市市民協働条例(平成25年4月施行)」における市民公益活動の位置づけ

「横浜市市民協働条例」の中で、市民公益活動について、次のとおり記載されています。

第2条第3項

(定義)

第2条

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

第2条第3項 (解釈・運用の手引き)

【市民公益活動】

横浜市市民活動推進条例で規定していた「市民活動」は、特定非営利活動法人(NPO法人)等の市民活動団体が行う特定非営利活動などを中心に定義していましたが、本条例でいう「市民公益活動」は、それよりも幅広い主体である「市民等」が行う活動を想定しています。また、前条例で規定していた不特定多数のものの利益の増進に寄与する「公益活動」に加え、幅広く多くの人々が幸せに平穏に生きていくために必要な、「公共的な活動」も対象にしています。

本条例では、市民公益活動の活動主体には、政治団体や宗教団体等も含まれますが、それらの主体と行政が行う協働事業等においては、当然のことながら憲法第20条で規定する政教分離等の原則により宗教活動や政治活動との協働事業・活動は除かれることになります。

1 「市民活動」と「市民公益活動」の違い

一般的な用語として使われる「市民活動」とは市民の自由な参加によって行われる自主的な活動の意味であり、生涯学習や個人の趣味的な活動、共益的・互助的な活動や社会貢献活動をいいます。これに対し市民活動推進条例では、「市民活動」とは、「営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動」としていました。

本条例における「市民公益活動」とは、基本的には前条例で言う「市民活動」と同義ですが、幅広く多くの人々が幸せに平穏に生きていくために必要な、営利を目的としない、市民が自主的に行う「公共的な活動」と、一定の自主性をもって不特定かつ多数のものの利益ある程度幅広く多くの人の利益、社会全体の利益の増進(金銭的な「利益」ではない。)に寄与する「公益的な活動」を指します。例えば自治体町内会が、自らの団体構成員のために行う共益的・互助的な活動は一義的にはしこか公益活動から除かれることになります。

2 営利を目的としない「公共的な活動」とは

一般に営利活動とは、活動を行うにあたって利益を含む活動に要する対価を受益者に負担させることをいいます。例えば、特定非営利活動促進法(NPO法)の解釈では、受益者から対価を受け取る場合でも、その余剰利益を当該団体の役員などの構成員に分配したり、高額な賃金の支払いを行ったりしなければ営利でない非営利とされています。

3 自主的に行う「公共的活動」とは

自らの意思で主体的に活動していくことで、行政からの委嘱や依頼に基づき行っている活動は、対象とはなりません。

<判断の目安>

- (1) 事業計画や予算などを独自に総会等の意思決定機関で意思決定していること等を目安とします。なお、自主性の判断にあたり、事務局が行政側にあるかどうかは問いません。
- (2) 区民まつりなどの各種実行委員会については、行政からの依頼によるかどうか、行政 が事務局を担っているかどうかにかかかわらず、団体としての意思決定がなされてお り、行政はあくまで事務的なサポートを行っているにすぎないものは、市民公益活動(自 主的活動)とみなします。
- (3) 民生委員、青少年指導員、体育指導委員の活動など、行政からの委嘱を受けて行われているものは、自主的な活動とはみなさず市民公益活動とはしません。
- 4 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする「公益的な活動」とは「不特定かつ多数のものの利益」とは、いわゆる「公益」と同義であり、「社会全体の利益」を指すと解されます。「不特定かつ多数」とは、対象が特定されないことをいいます。この条例では、原則としてその活動が「私益」(特定の個人や団体の利益)や「互助的・共益的」(構成員相互の利益)な「自助」の活動は受益者が特定されているものとして除きます。

<判断の目安>

- (1) 互助的な仲間内の活動でないこと、趣味的な活動でないこと、ある特定の個人や団体 のために行う活動(例:難病の○○ちゃんを救う会)ではないこととします。
- (2) 構成員の親睦や共益、互助のために行われる「自助」の活動(例:自治会町内会、老人クラブ、子供会、PTA、学童保育、母親クラブの自らの団体構成員のために行う活動)は、市民公益活動とはしません。ただし、上記の団体が公益的な活動を行う場合等は(例:自治会町内会が市域にわたる防犯活動を行う場合など)、市民公益活動となります。
- (3) 活動エリアの広狭に関わらず、互助的、共益的な活動でないものを対象とします。
- (4) サービスの対象となる人が現在のところ少数であっても、対象者が潜在的に存在することが予測されるような場合は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている」とします。(例:「○○病患者を救う活動」を行う場合で、現時点でその活動の対象者が少数であっても将来的に対象が広がる可能性があるような場合など)。
- (5) 会員制をとっている団体の活動でも、会員になるために特に制限を設けていないよう な場合は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている」もの とします。

第5条

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動 (次の各号に掲げるものを除く。) を特に 公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。

以下同じ。) の候補者 (当該候補者になろうとする者を含む。) 若しくは公職にある者 又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 営利を主たる目的とする活動

第5条 (解釈・運用の手引き)

【趣旨】

この条文は、市民公益活動から、具体的に除外される活動を改めて明記しました。また、市が特に公益性が高い市民公益活動と判断した場合は、一般的支援に加え、さらに活動場所の提供及び財政的支援を行うことができることを明記したものです。

※一般的支援について

ここでいう一般的支援とは、従来から実施している場の提供や相談窓口などをいいます。

【解釈】

本条例第2条第3条において、「市民公益活動」については、定義していますが、本条項で改めて、本条各号に規定する活動については、市民公益活動から除外することを明確にしました。

なお、この条例で適用する市民公益活動の範囲は、市民協働及び市民協働事業の範囲とも 同義であるため、具体的な市民協働や市民協働事業を行う際にも、次の活動は除かれること になります。

その上で、市が特に公益性が高い市民公益活動と判断した場合は、一般的支援に加え、さらに活動場所の提供及び財政的支援を行うことができるとしました。ただし、本条項に基づき、さらに活動場所の提供及び財政的支援を行う場合は、当然のことながら、市に説明責任が求められることになります。

【1 宗教活動について】

この条例でいう宗教活動は、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動」をいいます。

宗教団体の名で行うその宗教目的を達成するための諸活動は、条例の対象となる市民公益 活動とはしませんが、宗教団体が、別途独自に公共的又は公益的な福祉活動等を行う場合は、 条例上の市民公益活動となります。

【2 政治活動について】

この条例でいう政治活動とは、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動」をいいます。ここでいう政治上の主義とは、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を示すもので、例えば、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義などがこれにあたります。

具体的には、政治上の主義の普及宣伝行為として行う時局講演会及び開催告知のポスター、看板の掲示等が政治活動に該当すると考えられます。

ここでは、NPO法同様、政治資金規正法で言う「(政治上の)施策」は含めてはいません。したがって、政策提言など政治によって実現しようとする具体的な施策推進などの活動については市民公益活動になると考えられます。

【3 選挙活動について】

この条例でいう選挙活動とは、「特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動」をいいます。特定の人や政党それ自体を対象とすることを目的とする活動は、この条例の市民公益活動からは除かれることとなります。

例えば、主張を同じくする議員を選挙で推すことを目的としたり、公職にある者あるいは 政党に対してアンケートを採り、その結果に基づき主張を同じくした者や政党に対して、団 体等の活動として、活動支援することが該当します。例えば演説会場の設営に参加し、集会 への参加を呼びかけ、あるいは応援演説をする等の活動を行うことは、選挙・政治活動一般 に対する支援活動を目的とすることと同視できるものとして除かれます。また活動の一環と して政治資金を寄付することを目的とするものは当然政治・選挙活動として市民公益活動か らは除かれます。

ただし、特定の候補者が参加する活動であっても、特定の人や政党それ自体を対象とする ことを目的とする活動かどうかについては、活動全体の中で客観的に判断することになりま す。

※なお、この条項の宗教活動、政治活動及び選挙活動の定義に「主たる」を入れない理由は、憲法第20条の政教分離等の趣旨から、宗教活動や政治活動との協働は当然除かれるものであり、宗教活動や政治活動への関わりが少しでもあるものは、「主たる」「従たる」に関わらず基本的には除かれる旨を明確にしているものです。

【4 営利を主たる目的とする活動について】

市民公益活動は、本条例第2条第3項において、「市民等が行う公共的又は公益的活動」 と定義しています。このうち、当該活動が公共的活動にあたる場合は、当然非営利を前提し ていますので問題は生じませんが、公益的活動に該当する場合は、営利又は収益的活動が含 まれてきます。しかし、その場合でも、全体的な均衡を見た中で、営利を主たる目的とする 活動の場合は市民公益活動に含めないことを明確にしているものです。 ※なお、市民活動推進条例の中で除外される活動とされていた「公益を害するおそれのあるものの活動」については、具体的には、暴力団やカルト集団などが行う活動を指していました。しかし、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」、「横浜市暴力団排除条例(平成23年条例第51号)」等の法整備がなされたことにより、この条例の規定からはずれましたが、当然のことながら、「公益を害するおそれのあるものの活動」は、市民公益活動の対象外となります。

<運用>

具体の活動が、本条に定義する市民公益活動に該当するかどうかの判断は、上記解釈を基準とし、活動団体の定款や事業計画などの客観的な内容によって、個々の活動ごとに判断することになります。

【特に公益性が高いと判断したとき】

「特に公益性が高いと判断したとき」とは、一般的支援以上に、不特定多数のものの利益の 増進に寄与するものである必要があります。したがって、具体的には、各事業部局の政策的 な判断を要することになりますが、市の重要施策に合致する場合、緊急的に大きな支援を行 う必要性がある場合等が考えられます。

この場合の「活動場所の提供」は、公的施設の一部又は全部を、事務室や活動場所として、 優先的・独占的に占有することを認めるなどのことをいいます。したがって、市民公益活動 を行う際の公的施設の一般使用は、これまでどおり高い公益性は必要とせず、施設の設置目 的等に沿って利用していただくこととなります。

また、この場合の「財政的支援」は、一般支援以上の補助・助成等の経済的な支援等を行うことをいいます。

8 地域ケアプラザの役割

「第3期 横浜市地域福祉保健計画(平成26年3月策定)」の中で、地域ケアプラザの役割について、次のとおり記載されています。

地域ケアプラザは、「地域の福祉保健の拠点」として地域の中でネットワークづくりを行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っています。

- ・・・地域ケアプラザの3つの機能・・・
- ①地域活動·交流
 - ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
 - ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
 - ・ボランティア活動の担い手を育成
- ②福祉・保健の相談・支援(地域包括支援センター)
 - ・福祉保健に関する相談、助言、調整(高齢者、こども、障害者等)
 - ・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
 - ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
 - ・地域のケアマネージャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
- ③福祉・保健サービス
 - ・高齢者デイサービス等